判例から学ぶ医療と法一第57回

「美容整形外科手術における説明義務② |

東京地裁平成25年2月7日判決

弁護士法人杜協同阿部·佐藤法律事務所 弁護士 **伊藤 敬文**

◆事案の概要

原告は北海道札幌市に居住する判決当時24歳の女性であり、平成21年3月16日、被告医師が開設するクリニック(以下「本件クリニック」という)を訪れ、被告医師により、豊胸目的で他院にて乳房内に挿入していたインプラントの抜去手術および大腿部の脂肪を吸引し、吸引した脂肪を乳房に注入する手術(以下「本件手術」という)を受けた。

原告は、本件手術に先立つ同年3月上旬、本件クリニックに架電し、質問に回答する形で、本件クリニックの従業員から「血小板を注入することにより、脂肪の生着率が飛躍的に高まる」「Gカップは無理かもしれないが、Eカップにはなる」などの説明を受けた。

原告は、本件クリニックより見積書(173万円余 り) の送付を受け、同月16日(手術当日)の早朝、飛 行機にて北海道から東京に向かい、午前中に本件 クリニックを受診した。その後原告は、本件手術に ついての説明を、本件クリニックの看護師から受け るとともに、DVDを視聴した。これら説明において は、脂肪の生着率は一般的には50%程度であるこ と、生着率には個人差があること、注入した脂肪は 100%生着するものではないことから、事前の見 積内容の手術のみでは原告が望むような結果は得 られないこと、インプラント抜去前の大きさに近づ けるためには、大腿部のみならず他の箇所からも脂 肪吸引する必要があることなどが伝えられた。原告 は、当該説明が事前に架電した際の説明内容と大 きく異なることから、被告医師に直接会いカウンセ リングを受け、場合によっては手術を受けるのをや めたい旨述べたが、看護師は、申込書にサインする までは被告には会えないこと、既にローンの審査が 終わっているのでキャンセルはできないこと、当日 のキャンセル料は100%かかるとして、手術同意書 および手術申込書への署名を求め、原告はこれに 応じた。

同日午後5時ごろ、本件手術が開始され、麻酔などの処置後、太もも前面からの脂肪吸引、吸引した脂肪と採取済みの血小板との混合、乳房内への脂肪の注入(左右ともに250ml)が行われ、午後6時過ぎに終了した。

原告は同日中に北海道に帰ったが、発熱と痛みが継続したことから、同月30日以降、他の病院を受診した。平成22年1月18日に撮影されたMRIおよびCTの結果、原告の両側乳房の皮下、乳腺内、乳腺下に明らかに正常脂肪組織とは異なる腫瘤が多数認められ、これらは、正常脂肪組織との輝度比較から、壊死した脂肪組織が嚢胞化したものと考えられると診断された。原告の乳房は、本件手術によって、それ以前よりも外見上明らかに小さくなった。

原告が被告医師に対し、手技上の過失および術前の説明義務違反があったなどとして、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を請求して提訴した。

●判決の要旨

裁判所は、手技上の過失については理由がないとして否定する一方で、次のとおり説明義務違反を認め、さらに当該説明義務違反と原告が本件手術を受けたこととの間の因果関係も認め、被告に対して本件手術費用など約295万円の損害賠償を命じた。

(1)電話での説明について

医師は、手術を実施するに当たり患者が当該手 術を受けるか否かの意思決定を十分な情報に基づ きできるように、実施予定の手術の内容などについて説明義務を負うことを前提として、本件で原告が指摘する点(注入した脂肪の生着率、採取できる脂肪量、本件手術による豊胸効果、脂肪吸引部の醜状痕、注入脂肪の腫瘤化や石灰化)はいずれも説明義務の内容を構成するものであるとした。そして、この中でも、美容目的での豊胸手術を受けようとする患者にとって、実施予定の手術によって期待される効果およびその確実性の程度は、当該手術を受けるか否かの意思決定をする際に重要な情報というべきである。

本件クリニックの従業員の電話での前記説明 内容は、本件手術によって、ほぼ確実な豊胸効果 を得られるかのような誤った認識を原告に与える 不適切なものであり、被告の説明義務違反と評価 できる¹⁾。

(2) 当日の説明について

被告は、豊胸効果が確実ではないことや、術後の 腫瘤や石灰化が生じる可能性について説明し、診 察前問診書や手術同意書にも記載していることか ら、説明義務違反はない旨主張していたが、次のと おり述べてこれを排斥した。

本件クリニックでは、手術を事前の予約制とし、 手術予定日の1ないし2週間前よりキャンセル料が 発生し、手術予定日当日のキャンセルの場合には 100%のキャンセル料が生じるというシステムを 採っているところ、このようなシステムの下では、 手術実施当日に、実施予定の手術の内容、効果、付 随する危険性などについて必要な説明を行ったと しても、前記システムを知らされた患者は、当該手 術を受けないという選択をしても、当該手術を受け た場合と同額かつ相当高額なキャンセル料を支払 わなければならないと考えるのが通常であり、説明 を受けた時点では患者はもはや当該手術を受ける か否かという意思決定を適切に行えないか、これが 著しく制約される。このようなシステム2)を採ってい る本件クリニックにおいて、患者が手術を受けるか 否かという意思決定を適切に行うためには、キャン セル料が発生するよりも相当期間前に、必要とされ る術前説明が尽くされていなければならない。

◆この判決をどう理解するのか

本連載第38回(美容整形外科手術における説明 義務)で述べたとおり、美容整形外科手術において は、通常の医療に比して必要性、緊急性が乏しく、 患者(依頼者)の主観的願望を満足させるという目 的から、医師の説明義務の内容および程度が加重 されるというのが多くの裁判例の傾向である。本件 も基本的にはこれと同様の立場に立つものと思わ れ、美容目的での豊胸手術を受けようとする患者 にとっては「実施予定の手術によって期待される効 果およびその確実性の程度」は特に重要な情報で あると指摘している。

美容整形の分野では、専ら営業的な側面から、広告や電話での説明においては手術によって得られる効果やその確実性が過大に表現されていることがあるとしても、医師として手術を行う以上、術前に得られる効果はもちろん、発生しうる合併症などの不利益についても説明を行っているものと推測される。当該術前の説明が十分に行われている限り、通常は説明義務違反と評価される可能性は低いものと思われる。

しかし、本件のように一定の期日を過ぎて手術の 予約をキャンセルすると高額の違約金(キャンセル料)が発生する旨の規定がある場合には、当該一 定の期日を過ぎてからなされた説明は、仮に十分な 内容だったとしても、その時点では患者は自由な意 思決定ができない(あるいは意思決定を制約され ている)のであり、説明義務を果たしたことにはな らないと指摘するものである。違約金を請求する旨 の規定を設ける場合には、当該違約金の発生期日 よりも相当以前に十分な説明を行い、これを記録に 残すことが肝要である。

なお、本連載の趣旨からは外れるが、本件のように、当日キャンセルとはいえ100%の違約金がかかる旨の規定は、消費者契約法によって無効とされる可能性が高いので、この点も注意が必要である。

◆この判例からどう学ぶか

違約金(キャンセル料)規定を設ける場合には、 その発生期日との関係で、説明を行う時期につい ても患者の意思決定に十分な配慮をするべきで ある。

- 1) 当該従業員の行為は、本件クリニックの営業行為の一環と して行われていることから、被告の説明義務違反と評価で きるものとされている。
- 2) キャンセル料規定の有効性は措くとしても、とされている。